

たばこの吸い殻のポイ捨て防止等にかかる取組について

1 条例による規制（一部抜粋）

（１）北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び市民等が一体となって空き缶等の散乱を防止することにより、快適な生活環境を確保するとともに、市内の環境の美化を推進し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「空き缶等」とは、飲料の容器、たばこの吸殻等であって、その散乱が快適な生活環境を阻害するものとして規則で定めるものをいう。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納するよう努めるとともに、占有する土地及びその周辺の空き缶等の散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

（投棄の禁止）

第9条 市民等は、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

（過料）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

（１）重点地区内の公共の場所において、第9条の規定に違反した者

（２）北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例（関係条例）

（目的）

第1条 この条例は、路上での喫煙その他の公共の場所における喫煙が周囲の人にとって迷惑かつ危険な行為であることにかんがみ、その防止のため必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

（公共の場所における喫煙の禁止等）

第3条 何人も、公共の場所においては、喫煙をしないよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、迷惑行為防止重点地区内の公共の場所においては、所定の場所を除き、何人も、喫煙をしてはならない。

（罰則）

第6条 第3条第2項の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

2 たばこのポイ捨て防止にかかる取組

(1) 空き缶等散乱状況実態調査

【たばこの吸い殻の推移】

調査場所	R5	R6	R7	増加率（R5 比）
JR 小倉駅周辺	1, 8 4 3	3, 1 9 8	3, 2 7 5	約 7 8 % 増
JR 黒崎駅周辺	6 8 7	1, 1 4 1	8 3 7	約 2 2 % 増
合計	2, 5 3 0	4, 3 3 9	4, 1 1 2	約 6 5 % 増

(2) 北九州市「クリーンタウン」プロジェクトについて

①概要

「客引きゼロ」「まち美化」「除草・防草」を柱に、市民・事業者・行政が一体となって、誰もが心地よく快適に暮らせるまちづくりを推進する。

②R8 環境局の主な取組

○小倉駅周辺地区集中清掃

たばこの吸い殻等のポイ捨てによるごみが目立つ小倉駅周辺地区で集中的な清掃を実施し、きれいになったまちを通行者や関係者に体感してもらうことで、「美しいまちの維持」に対する意識を醸成する。

■清掃方法：2人1組で人力により清掃

■清掃回数：週3日

○ゲーム感覚ごみ拾いイベント「清走中」

小倉駅周辺エリアにおいて、「ごみ拾い×楽しさ」を組み合わせたイベントを6月及び10月に開催し、まち美化活動への新たな参加層の拡大やポイ捨て防止の啓発を図る。

【開催実績（6月）】

■実施日：令和8年6月7日（日）

■参加人数：106人（小学生など若い世代が多数参加）

■回収したごみのうち、吸い殻の量：6.55kg

